HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスの企業倒産手続における経営者責任（１）
Author(s)	張, 子弦
Citation	北大法学論集, 67(5), 360[127]-330[157]
Issue Date	2017-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64406
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no5_10.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

フランスの企業倒産手続における経営者責任（1）

張　　子弦

目　次

はじめに
第一章　倒産企業の経営者責任制度に関する法改正の歴史
　第一節　フランス倒産法の沿革
　第二節　経営者倒産責任制度の沿革
　第三節　小括　（以上、本号）
第二章　現行法における経営者倒産責任制度
　第一節　財産上の責任
　第二節　職務上の責任
　第三節　刑事責任

はじめに

日本では、原則として取締役は、会社の債務に個人責任を負わない。倒産手続[1]が開始される場合、管財人が会社法423条によって任務を怠った役員に対して損害賠償責任を追及するのは一般的である。その責任の追及に関して役員の責任の査定手続（破産法178―181条）[2]があり、さらに、債権者を害する目的で、

[1] 本稿は、日仏法を問わずに、「倒産手続」を企業の債務を処理する全ての手続の総称として用いる。

[2] 民事再生法143―147条、会社更生法100―103条も、破産法と同様、役員の責

債務者の財産を隠匿又は損害したなどの行為がある者には、詐欺破産罪（破産法265条）が適用される。

しかし、取締役が会社の経営を破綻させ、会社の積極財産を不足させた場合、管財人は、その取締役の任務懈怠責任を追及するに際して、取締役の過失を立証することが困難な場合が多い。さらには、株式会社の取締役は責任限定契約（会社法427条）や、総株主の同意を得た責任の免除（同法424条）の制度を利用できるため、日本法における取締役の責任制度はかなり弱体化した状態にある。

その一方で、実務上、企業の債権者は、経営者[3]と会社債務の個人保証契約を締結し、保証責任を通して債権の回収を保障する。これによって、事実上、経営者が無限責任を課される状況にある。しかし、経営者の悪意・善意を問わずに、倒産企業の債務が個人保証を提供した経営者によって負担されるという実務は、問題が多い。とりわけ中小企業の場合、それは、経営者が再建型倒産手続の申立てを躊躇させ、起業者の投資意欲と企業の活力を抑え、経営者の個人破産を連鎖的にもたらす可能性も高いという問題がある。そのため、近時の倒産 ADR と、経営者保証をめぐるガイドラインの設定など、特に中小企業が

任の査定手続を定めている。三つの倒産手続においては、類似規定が多いため、以下では、破産法を代表例として、説明する。

[3] ここでは、実務上よくいう「経営者保証」（この言葉についてはさらに注４も参照）の概念と統一するために、「経営者」という用語を用いる。その範囲は会社法における「役員」の範囲とほぼ同じである。ここでいう「経営者」は、フランス語の dirigeant の意味とも近い。フランスでは、広い意味では、dirigeant が事実上の経営者も含めて総称として用いられるが、狭い意味では、dirigeant には会社の法定管理機関の意味を有する。Lebas (Bernard), La responsabilité du dirigeant, PF, 2007, p.22. 奥島孝康「フランス新会社法における法人取締役と常任代表者制度」早稲田大学比較法学６巻２号（1971年）97-131頁においては、「dirigeant」を「経営者」と訳すが、佐藤鉄男『取締役倒産責任』（信山社・1991年）50頁では、「dirigeant」を「理事」と訳している。本稿は、山口俊夫『フランス法辞典』（東京大学出版会・2002年）171頁が、フランス法上の用語「dirigeant」を企業の上級管理者（企業主〔chef d'entreprise〕）とされていることに照らして「dirigeant」を会社の中に実質的な管理権を有する「経営者」と訳すこととする。なお、法律上の経営者と事実上の経営者については、後述する第二章第一節一の２で詳しく検討したい。

倒産した場合、経営者の責任のあり方が見直されつつある[4]。

このように、企業が経営を破綻[5]したときに、いかなる場合、経営者は企業の破綻という結果に対し、どのような責任を負うべきか否かというのが、「経営者の倒産責任」[6]の問題である。この点で、日本法と異なり、フランス、ドイツ、イギリスでは、経営者の倒産責任に関する規定がある[7]。なかでもフランス

---

[4] 経営者保証ガイドラインについて、「個人保証制度見直しの背景――『経営者保証に関するガイドライン』の概要と展望」事業再生と債権管理144号（2014年）26頁以下参照。

[5] 現代の倒産処理手続法には、清算型の手続のみならず、再建型の手続も設けられている。それゆえ、再建見込みのある企業にとっても、「倒産」はもはや悪い結果ではない。後述では、「経営者の倒産責任」と呼ばれるが、当該責任の真の目的は、倒産ではなく、経営者の過失による企業の破綻（すなわち、再生・更生計画の失敗、法人の消滅、又は企業価値の毀損など）を防止することにある。

[6]「責任」という用語は多義的なところがあるが、日本では、民事責任は民法709条の損害を賠償する責任などを意味するが、刑事責任は刑罰を受けなければならない法的地位を意味する（高橋和之ほか編『法律学小辞典（第５版）』（有斐閣・2016年）772-773頁）。本稿では、「責任」という用語をフランス法における「responsabilité」と同質なものとして理解する（山口・前掲注（3）520-521頁）。その上、一定の責任が認められる者に加える填補的・懲罰的な措置を「サンクション」または「制裁」と称する。なお、本稿では、先行研究と統一するために、「経営者の倒産責任」という表現を一般の理解に基づいて使用し、「制裁」と「サンクション」に対しても語義上厳格な区分をしないとする。

また、ここでは、「経営者の倒産責任」に関する先行研究としては、佐藤・前掲注（3）。谷口安平「倒産企業の経営者の責任」『民事執行・民事保全・倒産処理（下）〔民事手続法論集第五巻〕』（信山社・2013年）109頁以下、及び山田泰彦「第三者に対する取締役責任の再検討－フランス法における取締役の責任制度からの示唆を中心として」早稲田法学会誌33巻（1983年）198-199頁、中島弘雅「会社経営者の倒産責任の取り方に関する覚書き――イギリス倒産法からの示唆」本間靖規＝中島弘雅〔ほか〕編河野正憲先生古稀祝賀『民事手続法の比較法的・歴史的研究―河野正憲先生古稀記念論文集』（慈学社・2014年）461-499頁などがある。

[7] 佐藤・前掲注（3）50頁以下、中島・前掲注（6）461-499頁。野村資本市場研究所「各国の事業再生関連手続について―米英仏独の比較分析―」（平成23年2月4日）23-26頁参照。
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001739.pdf（2016年12月20日 閲

商法典第６巻第５編は、経営者の財産上、職務上及び刑事上の責任を体系的に構築している点が注目される。

フランスの経営者の倒産責任は、会社の積極財産の不足をもたらした行為、あるいは倒産手続の進行を妨げる行為などによって生ずる特殊な手続上の責任として位置付けられている。手続上特殊な取り扱いを受けるとともに、債権者の利益保護の色彩が強いことなどを理由に、一般法上の責任〔responsabilité du droit commun〕[8]と峻別されている。経営者に財産上の責任を課して債権者の債権の回収を保障することがその主たる目的であり、それと同時に、特定の行為を行った経営者に職務上の制裁と刑事制裁を罰するという懲戒的な機能も期待されている。また、日本実務上の経営者保証人の問題に繋がって、近時、フランスの2005年7月26日の法律第2005-845号（Loi n° 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises）（以下、「2005年法」という）[9]は、再建型倒産手続の申立てを抑制しないように、経営者保証人に対して、より一層柔軟な規定を設けている。この点で、フランスの経営者倒産責任法制は興味深い発展を遂げている。

フランス法上の経営者倒産責任が、取締役の倒産法上の特殊責任とされていることは、1991年に、佐藤鉄男教授により詳細に紹介されている[10]。しかし、

覧）。

[8] 一般法〔droit commun〕という訳は、佐藤・前掲注（3）54頁参照。「一般法上の責任〔responsabilité du droit commun〕」は、フランス民法1382条、1850条にいう責任、及び会社法に定められている経営者責任（具体的には、株式会社〔SA：société anonyme〕の場合、フランス商法典 L.225-251条、L.225-256条、簡易株式会社〔SAS: société par actions simplifiée〕の場合、同法典 L.227-8条、有限責任会社〔SARL：sociétés à responsabilité limitée〕の場合、同法典 L.223-22条に所定の責任である）を意味する。なお、「droit commun」を「普通法」又は「共通法」と訳す先行研究もある。中村眞澄「会社債務にたいする取締役の責任――1940年および1953年のフランス会社法を中心として」早稲田法学38巻３・４合併号（1963年）170頁。マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン（片山直也訳）「充当資産の承認による個人事業者の保護（翻訳）――フランスにおける有限責任個人事業者に関する2010年6月15日法」慶應法学研究84巻４号（2011年）80頁。

[9] 2005年法以降のフランス商法典における経営難の企業に関する法の条文訳については、小梁吉章『フランス倒産法』（信山社・2005年）165頁以下を参照。

[10] 佐藤・前掲注（3）50頁以下。

その後四半世紀を経て、フランス商法典には多くの改正が行われてきた[11]。それに伴い、経営者の倒産責任の構造も変わってきたが、その独特な理論と構造、及び評価基準など具体的な問題については、日本において十分紹介されていないといえる。

そこで、本稿では、フランス倒産法改正の沿革を明らかにした上で、現行法における経営者の倒産責任の構造と運用の実態を検討・検証する。具体的には、次のような順序で検討する。まず、第一章の第一節では、フランス倒産法の沿革について簡単に紹介する。そして第二節では、倒産時の経営者責任制度に焦点を絞り、その改正の歴史を説明する。第二章では、現行法における経営者の倒産責任制度に対して、財産上、職務上、刑事上の三つの責任に分けて、紹介をする。

第一章　倒産企業の経営者責任に関する法改正の歴史

第一節　フランス倒産法の沿革

フランスでは、経済社会の変遷に従って、倒産法の内容も変化しつつある。本稿では、まず、経営者の倒産責任の歴史に先立ち、フランスにおける倒産処理手続法の誕生と発展を簡単に説明する。

一　商人破産主義からの変容

フランスの倒産法の歴史[12]は、1536年のフランソワ１世のオルドナンス

[11] 改正後のフランス倒産法を一般的・網羅的に紹介したものとして、小梁・前掲注（9）、およびマリーエレーヌ・モンセリエ＝ボン（荻野奈緒＝斎藤由起訳）「フランス倒産法概説（一）（二）（三）」阪大法学65巻4・5・6号（2015-2016年）157頁以下、が挙げられる。

[12] 本稿では、ローマ法と中世イタリアの慣習法の時代を経過した後の、フランスの倒産法の成文法の時代から、その歴史を簡単にまとめる。それ以前の歴史については、ジャン・イレール（塙浩訳）「フランス破産法通史」塙浩『フランス民事訴訟法史』（信山社・1992年）、及びルノーマリー＝エレーヌ（小梁吉章訳）「フランス倒産法の歴史：債務者の清算と制裁から債権者を犠牲にした再生へ＜翻訳＞」広島法学27巻3号（2004年）24頁以下が詳しい。

〔Ordonnances de François 1er en 1536〕、及び1560年シャルル９世のオルドナンス〔Ordonnance de Charles IX en 1560〕において、支払能力のない債務者の積極財産を譲渡する規則に遡る。しかし、それらは一般人も適用される債務処理の規則であり、商人の破産手続ではないと考えられている[13]。次に、1667年6月2日の「リヨン為替所規則」（Le 2 Juin 1667 : Règlement de la place des changes）（以下、「1667年リヨン為替所規則」という）は、初めて、フランスで破産〔faillite〕[14]に関する成文の規則を定めた[15]。この規定は、「破産〔faillite〕」を債務者の財団〔masse〕の処理に関する手続と位置づけた。ただし、当該規則の適用は、リヨン地方に限られている。

コルベールの1673年商事王令〔Ordonnance de Colbert de 1673 sur le commerce〕[16]は、1667年リヨン為替所規則の影響で、その第10、11章において、破産手続に関する内容を規定した。それにより、破産手続が初めてフランス商

---

[13] LE CORRE (Pierre-Michel), *Droit et pratique des procédures collectives*, 7e éd., Dalloz Paris 2013, n° 042.13, p. 22.

[14] 理解の混乱を避けるために、倒産法の歴史に先立ち、「faillite」について説明する。1968年以前では、「faillite」は「破産」の伝統的な呼び方であった。現代フランスにおいても、一方では、「faillite」は「破産」であるという理解は経済・政治・社会等の領域で残されているが、法律上企業の破産手続としての意味はすでになくなった。1968年以降、いわゆる倒産手続は「集団的債務処理手続〔procédures collectives〕」となり、2005年以降「経営難の企業に関する法〔droit des entreprises en difficulté〕」と改称された。他方では、現代フランス法における「faillite」が使われる場合は二つある。すなわち、「個人債務処理手続〔faillite civile〕及び、経営者に科す「個人破産の制裁〔faillite personnelle〕」（この点について、後に詳述する）である。Guinchard (Serge) et Debard (Thierry), *Lexique des termes juridiques* (2015-2016), Dalloz, 2015, p.472.

[15] 1667年リヨン為替所規則においては、現行法にも重要な影響を与えている内容を定めた。例えば、当該規則の第12条で債権者間の平等〔égalité des créanciers〕、第13条で「疑わしい期間〔période suspecte〕」における行為の無効〔nullité〕が規定されたほか、第18条では破産者〔failli (e)〕に適用する職務上の失権〔déchéances professionnelles〕も定められた。

[16] コルベールの1673年商事王令は、その起草者の名をとった「サヴァリ法典」（Code Savary）とも呼ばれる。訳は、小梁吉章「17世紀のリヨンの商事裁判―判決の域外執行と破産手続―」広島法学37巻１号（2013年）488頁参照。

法に編入され、フランス全土で有効となった[17]。その後、1807年に公布されたナポレオン商法典〔code de commerce〕破産編で定めている破産手続は、従前の手続の不完全な部分を多少修正するにとどまっており、1673年商事王令の内容を概ね受け継いだものとなっていた。商人破産主義であった当時のフランス商法典では、破産者〔failli (e)〕とは、商人[18]たる自然人のことを指しており、そのため、当時の破産手続〔faillite〕は、商人のみに適用される手続であった。

7月王政の時期に、商業中産階級〔bourgeoisie commerçante〕の圧力の下で制定された破産と破産罪に関する1838年5月28日の法律（Loi du 28 mai 1838 sur les faillites et banqueroutes）（以下、「1838年法」という）は、破産者に柔軟な態度を示す法の時代が到来したことを告げるものであった。1838年法は、自然人である債務者に対する身体の懲罰を軽減するとともに、手続の迅速化、裁判費用の節約に配慮しつつ、疑わしい期間〔période suspecte〕[19]の設定など

---

[17] コルベールの1673年商事王令は、かなり簡潔な法文によって構成された法律である。具体的に、第10章は善意の債務者に適用する「資産譲渡〔cession de biens〕」の制度などを規定し、第11章は破産〔faillite〕と破産罪を13にわたる条文で規定した。その他に、債権者に対抗できる「猶予状〔lettres de répit〕」、及び王の許可による「追訴の一時停止〔suspension des poursuites〕」（６ケ月）、債権者の和議〔concordat〕などを定めた。しかし、当該王令は、支払停止〔cessation des paiements〕、破産手続の開始決定〔jugement d'ouverture de la faillite〕、疑わしい期間〔période suspecte〕、債権の検証と確認手続〔vérification et affirmation〕など、破産手続にとって必要不可欠の内容に触れなかったため、まだ不完全なものであると指摘される。LE CORRE (P.-M), *op. cit.*, n° 042.14, p. 22.

[18] フランスの商人は、手工業者、農業者、自由職事業者と区別されている。フランス法における「商人」の概念は、非常に厳格である。具体的には、商人となる要件は大きく分けて、以下の二つがある、１）権利能力要件。未成年者（親権を解除したかどうかを問わず）と成年障害者〔majeur incapable〕は商人にはなれない。２）資格要件。競業避止などの法律違反があり、あるいは個人破産の制裁（後述第二章第二節の二参照）が科される者も商人にはなれない。３）行為要件。商人は一定の商事行為を遂行する者である。且つ、自ら独立して商行為を常に行う者でなければならない。

[19]「疑わしい期間」という訳は、ムスタファ・メキ（山城一真訳）「債務関係あるいは債務という概念（契約法研究）(1)」慶應法学20号（2011年）238頁参照。「監視期間」の訳は、エレーヌ（小梁訳）・前掲注（12）36頁参照。「準備期間」の訳は、

の改正を施した。そして、1867年7月22日の法律（Loi du 22 Juillet 1867 relative à la contrainte par corps）（以下、「1867年法」という）により、フランス法における破産者の身体に直接関わる制裁が廃止された。

フランス第二帝政以降、産業革命が進み、法人格を有する社団組織の企業が発達した。経済的自由主義の影響で、破産の改正と立法に関する1889年3月4日の法律（Loi du 4 mars 1889 portant modification de la législation des faillites）（以下、「1889年法」という）により、従来の手続は自然人の商人のみならず、法人である会社にも適用できるようになった。それにより、初めて自然人たる商人と法人たる会社の両方が破産手続の対象となった[20]。そして、1889 年法は破産手続のほかに、「裁判上の清算手続〔liquidation judiciaire〕」を設けた。1889年法は、会社の債務処理手続の多様化のために踏み出した一歩として、フランス倒産法の歴史において画期的な立法と考えられた。この法律によると、有過失かつ不誠実〔fautif et malhonnête〕の債務者には、①「破産手続」が適用され、その反面、誠実な〔honnête〕債務者に対しては、上述の②「裁判上の清算手続」が二次的な手段として適用される。①の手続においては、管財人〔syndic〕は債務者を代表しながら債務を整理するが、②の手続においては、管財人は債務者を援助することのみができる[21]。債務者は、債権者から債権放棄の同意を得て、簡易な和議〔concordat simple〕を達成することが②の手続の利用条件とされていた。この段階において、破産〔faillite〕は単なる手続にとどまらず、悪質な債務者に対するある種の制裁的機能を有するようになり、債務者のモラルハザートを防止するという当該機能を重視する傾向は、第一次世界戦争中及びその後の10年間維持されていた。

能登真規子「フランス倒産法における保証人の法的地位（１）」彦根論叢351号（2005年）151-152頁参照。本稿では、「疑わしい期間〔période suspecte〕」という訳を採用する。「疑わしい期間」は、支払停止日から経過する一定の期間（18ヶ月を越えることができない）を意味している。この期間内に、締結された契約又は個別的な弁済は無効〔nullité〕と判断されうる。「疑わしい期間」については、1673年商事王令の中に定められていないが、1667年リヨン為替所規則において定められた。前掲注（15）参照。

[20] LE CORRE (P.-M), *op. cit.*, n° 042.32, p. 25.

[21] Jacquemont (André) et Vabres (Régis), *Droit des entreprises en difficulté, 9e éd.* LexisNexis Paris 2015, n° 17, p.10.

第一次世界戦争後、1929年の大恐慌の影響を受け、不運な債務者〔débiteurs malchanceux〕に対する制裁を緩和することを支持する見解が現われてきた。国家干渉主義の発展に従い、大手の企業を消滅させないように、倒産手続において経済･政策的な措置がますます増加した。例えば、1935年8月8日のデクレ・ロワ（以下、「1935年デクレ・ロワ」という）[22]は、破産と裁判上の清算手続の適用範囲を有限責任会社〔SARL：sociétés à responsabilité limitée〕に拡大した。また、和議〔concordat〕は裁判上の清算手続のみならず、破産手続にも適用できることとなった。さらに、商人と手工業者のための和解的整理の承認に関する1937年8月25日のデクレ・ロワ（Décret-Loi du 25 août 1937, règlement amiable homologué au profit des artisans et commerçants）も1935年デクレ・ロワと同様の趣旨で不運かつ善意〔malheureux et de bonne foi〕の債務者企業に柔軟な措置を構築した。

1946年から1975年までの栄光の30年間〔Les Trente Glorieuses〕で、高度経済成長期に入ったフランス社会において、企業活動が社会の発展にとってますます重要な地位を占めるに至った。まず、破産・裁判上の整理手続と復権に関する1955年5月20日のデクレ第55-583号（Décret n°55-583 du 20 mai 1955 relatif aux faillites et règlements judiciaires et à la réhabilitation）（以下、「1955年デクレ」という）は裁判上の整理手続〔règlement judiciaire〕[23]を定め、それによって従来の裁判上の清算手続を代替した。①不運かつ善良な〔malheureux mais bonne foi〕債務者に対しては、裁判上の整理手続が適用でき、②伝統的な破産手続〔faillite〕は無謀な〔indigne〕（無能力の）商人のために残された例外的な手続と位置づけられる[24]。①の手続を申し立てる権利は、債権者のみではなく、

[22] Décret-loi du 8 août 1935 portant application aux gérants et administrateurs de sociétés de la législation de la faillite et de la banqueroute et instituant l'interdiction et la déchéance du droit de gérer et d'administrer une société. 1935年デクレ・ロワは主に個人破産又は破産罪の業務執行者〔gérant〕又は取締役〔administrateur〕への適用に関する内容を規定している。

[23] 裁判上の整理〔règlement judiciaire〕手続は、債務者と債権者との間で和議が成立した場合、会社の経営権が失われないまま、債務を整理する手続である。1985年1月25日の法律第99号で、裁判上更生・清算手続により、裁判上の整理手続が改められた。

[24] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n° 042.34, p. 26.

債務者にも付与された。②の破産手続は二つの機能を有していた。１つは、債務の清算であり、もう１つは、無能な商人を排除する社会淘汰である。この時期において注目に値するのは、再建型手続とされている「裁判上の整理手続」が主たる手続となっていたことである。その他、1955年デクレは、手続の簡易性と効率性を目指して、裁判所の権限を拡大した。

二　1985年前後の集団的な債務処理手続

裁判上の整理、財産の清算、個人破産の制裁および破産罪に関する1967年7月13日の法律第67-563号（Loi n°67-563 du 13 juillet 1967 sur le règlement judiciaire, la liquidation des biens, la faillite personnelle et les banqueroutes）（以下、「1967年法」という）[25]は、商法の適用対象を自然人の商人から全ての私法人に拡大するとともに、自然人の経営者と企業の「運命〔sort〕」を明確に区別する点で画期的であった。1967年法は、「財産上の清算〔liquidation des biens〕」という手続を創設し、伝統的な破産手続〔faillite〕を廃止した。さらに、1967年9月23日のオルドナンス第67-820号（以下、「1967年オルドナンス」という）[26]は、「停止処分手続〔procédure de suspension des poursuites〕」[27]を設けた。その結果、①企業の経営難が存在しているが、支払停止状態に陥っていない企業に「停止処分手続」が適用され、②支払停止となったが、債権者との和議〔concordat〕

---

[25] この法改正については、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革について」判タ308号（1974年）２頁以下参照。

[26] 1967年オルドナンス（Ordonnance n° 67-820 du 23 septembre 1967 tendant à faciliter le redressement économique et financier de certaines entreprises）及びそれと関連する条文の訳について、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革に関する法文の翻訳（１）（２）（３）」法学志林68巻１・２合併号（1971年）88頁、68巻３・４合併号（1971年）106頁、69巻１号94頁以下参照。同オルドナンスの第40、41条において、「停止処分手続〔procédure de suspension des poursuites〕」の内容が規定された。一時停止の期間はおよそ３、４ケ月である。Salgado (Maria-Beatriz), *Droit des entreprises en difficulté*, Bréal 2007, p.11-12. 実際には、コルベールの1673年商事王令は、追訴の一時停止の内容を定めた（前掲注（17）参照）が、1967年オルドナンスは、その制度及び同制度に関する実務の経験を整理し、独立的な手続として定めた。

[27] 本訳は、小梁吉章「2008年フランス債務整理法改正の意義」広島法学33巻２号280頁参照。

を通して、再建の余地がある企業に「裁判上の整理」手続を適用し、③会社財産の競売と譲渡に関しては、「財産上の清算」手続がされることになった。しかし、1967年法における幾つかの措置の利用率は、統計データによって低いと示されていた[28]。この状況の下で、1973年のオイル・ショックに加えて、中小企業のみならず、多くの大型企業が破綻したために、フランス倒産手続に対する新たな改革の必要性が認識されるようになった。

1984年3月1日の法律第84-148号（以下、「1984年法」という）[29]は、裁判上の手続のほかに、和解的整理手続〔règlement amiable〕と事前警告制度〔procedure d'alerte〕を裁判外紛争解決手続として設けた。その後、1985年1月25日の法律85-98号（以下、「1985年法」という）[30]は、「企業の保護」、「事業と雇用の維持」、「負債の履行」（現行商法典 L.620-1条）という三つの目標を打ち立て、多くの改正を行った。1985年法は、従前の裁判上の整理手続を廃止した上で、裁判上の更生〔redressement judiciaire〕[31]という手続を創設した。裁判上の更生手続によって解決不可能な場合にのみ、裁判所は新たな「裁判上の清算手続

[28] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n° 042.42, p. 28. 佐藤鉄男＝町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳（１）（２）（３）（４）」北大法学論集38巻３号4号、39巻１号3号（1988年）(1) の163頁参照。

[29] 企業の経営難の予防および和解整理に関する1984年３月１日の法律第84-148号（Loi n° 84-148 du 1er mars 1984 relative à la prévention et au règlement amiable des difficultés des entreprises）。同法について、鳥山恭一「企業経営難の予防（立法照会）」日仏法学14号（1986年）87頁以下、及び大澤慎太郎「フランスにおける保証人の保護に関する法律の生成と展開（１）（２）」比較法学42巻2号3号（2009年）62頁以下で紹介がなされている。

[30] 企業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日の法律第85-98号（Loi n° 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises）。当該法律の施行と同時に、1967年法は廃止された。1985年法について、その後、様々な改正が行われたが、2001年に、フランス商法典が、1985年法の主たる規定を引き継ぐこととなった。1985年法については、佐藤＝町村・前掲注（28）が詳しい。

[31] 裁判上の更生手続においては、具体的には、企業の継続〔continuation de l'entreprise〕、または企業の譲渡〔cession de l'entreprise〕が行われる。従前の裁判上の整理〔règlement judiciaire〕手続は、1985年1月25日の法律第99号（企業裁判上更生・清算法）により、裁判上の更生手続に変更された。

〔liquidation judiciaire〕」[32]を宣告する権限を有する。裁判上の更生計画は営業の継続計画〔plan de continuation〕と事業譲渡計画〔plan de cession〕の２つによって構成されている。しかし、1985年法もいくつの問題を有していた。まず、手続の効率性の面にはまだ改善をする余地があった。そのため、企業困難の予防及び取扱いに関する1994年6月10日の法律第94-475号（Loi n°94-475 du 10 juin 1994 relative à la prévention et au traitement des difficultés des entreprises）（以下、「1994年法」という）[33]は、催告を受けなかった担保権者の保護を規定するとともに、また、手続の効率性を改善するために、全ての営業を停止した再建可能性のない債務者に対して直ちに裁判上の清算手続が開始されることになった。加えて、1998年12月29日のデクレ[34]と2003年1月3日の法律（Loi n° 2003-7 du 3 janvier 2003 modifiant le livre VIII du code de commerce）も手続の効率性を高めるために、手続機関とされる司法管財人〔administrateur judiciaire〕[35]と企業清算人〔mandataire judiciaire〕[36]についての規定を改正した

---

[32] 1985年法における①新たな「裁判上の清算手続〔liquidation judiciaire〕」は、1967年法における財産上の清算手続を基礎として、改正を加えた新たな手続である（「財産上の清算」の呼称が廃止された）。それは、1889年法によって設けられた②旧「裁判上の清算手続〔liquidation judiciaire〕」と同じ名称を使用している。しかし、両者の間には大きな違いが存在する。②は、厳格責任の時代に刑事制裁が支配された従前の破産〔faillite〕と併存し、善意かつ不運な債務者に適用する債務処理手続である。①は、1967年法における「財産上の清算手続」と類似のもので、1985年法において再建型の裁判上の更生手続と併存しており、債務者は支払停止状態に陥って景気回復の見込みはない場合に適用される清算型の倒産手続である。

[33] 1994年法については、西澤宗英「1994年フランス倒産法改正について」青山法学論集36巻2・3合併号（1995年）189頁以下が詳しい。

[34] Décret n° 98-1232 du 29 décembre 1998 modifiant le décret n° 85-1388 du 27 décembre 1985 relatif au redressement et à la liquidation judiciaires des entreprises et le décret n° 85-1389 du 27 décembre 1985 relatif aux administrateurs judiciaires, mandataires judiciaires à la liquidation des entreprises et experts en diagnostic d'entreprise

[35] administrateur judiciaire とは、従前の syndic に変わるものである。山本和彦『フランスの司法』（有斐閣・1995年）343頁以下参照。

[36]「mandataire judiciaire」の「企業清算人」という訳は、山本・前掲注（35）350頁以下参照。

（現行商法典 L.811-1以下）。また、1985年法における倒産手続は、担保権者の裁判上の倒産手続期間内の権利執行を禁止し[37]、担保権者に対して過酷な手続であったと批判されている。この批判を受けて、1994年法は、同法40条に所定の新たな債権を有する者の優先権〔priorité〕を定め、また、追及可能の担保権〔sûretés traquées〕と追及不可の担保権〔crédit détraquées〕に分けて改正を行った[38]。

なお、2000年9月18日のオルドナンス第2000-912号（Ordonnance n° 2000-912 du 18 septembre 2000 relative à la partie Législative du code de commerce）により、1984年法と1985年法は廃止され、その主たる条文は商法典に編入された。

しかしながら、2003年の倒産処理手続開始申立件数のうち、68％の事件は裁判上の更生手続を申し立てずに、裁判上の清算手続によって処理された[39]。このことから、会社が支払停止状態に陥ったとき、当該会社の資産はほとんど枯渇した状態であることが明らかとなる。そのため、当時の裁判上の更生手続の開始要件は、更生機会の時機を逸したものであったと考えられた。

三　経営難の企業に関する手続

１．2005年法

2005年法は、フランス経済の復活、経営難の企業の問題をより効率的に解決することを目標としている。そのために、一方では、より早期に企業の経営難を発見できるように手続を多様化し、裁判上の更生・清算手続以外に、新たな再建型手続とされる企業救済手続〔procédure de sauvegarde〕を新設した。他方では、裁判上の倒産処理手続をより簡易で迅速なものとした。

2005年法の中核となる企業救済手続は、アメリカ連邦倒産法第11章を模範とし、経営難の企業が支払停止状態に陥る前であっても、裁判上の倒産手続の利

[37] 1985年法の下では、担保権者の個別的追行権は、裁判上の清算手続が開始されてから3ヶ月間、清算人が担保の目的財産の清算に着手しなかった場合にのみ、行使されうる（1985年法161条）。佐藤＝町村・前掲注（28）の（２）421頁。

[38] Jacquemont (A) et Vabres (R), op.cit., n° 24, p.14.

[39] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°051.12 p. 45.

用を可能にするために設けられた手続である[40]。この法律は、裁判所が企業の商業活動に介入する権限をより一層拡大した。

また、伝統的な裁判上の清算手続の中の１つとして、2005年法は商法典第６巻第４編第４章において、中小企業に限って適用可能な「簡易清算手続〔liquidation judiciaire simplifiée〕」を設けている。簡易清算手続は、迅速性と経済性を重視して裁判上の清算手続を効率的なものとする点で注目に値する[41]。

その他、2005年法は、従前の和解的整理手続〔règlement amiable〕を調停手続〔procédure de conciliation〕に変更した。これと同時に、特別代理人〔mandataire ad hoc〕の制度も同改正によって導入された。その申立期間についても、支払停止状態に陥った時点から45日までに延長された。支払停止状態が基準とされることは変わらず、債務者は、基準時から45日までの期間で、調停手続と裁判上の更生の二つの手続のいずれかを選択することができる。

２．2008年12月18日のオルドナンス

2005年法に創設された救済手続をより利用しやすく、より魅力的な手続にするために、経営難の企業について法の改革に関する2008年12月18日のオルドナンス第2008-1345号[42]（以下、「2008年オルドナンス」という）では、企業救済手続の不十分さを改善するため、さらなる法改正を行った。

注目に値する改正は、保証人に対する優遇措置である。企業救済手続の対象となった企業の保証人が自然人である場合は、当該保証人の負担する債務は、企業救済計画の履行期間中、最大２年間の利息停止〔arrêt du cours des

[40] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°042.71、p. 31.

[41] 簡易清算手続は一般の裁判上の清算手続より簡易化された手続である。例えば、2005年法の下で、簡易清算手続は３ケ月以内に終結しなければならない。特定な事情がある限り、裁判所は特別な決定によって手続の期間を延長しうる。

[42] 2008年経営難の企業に関する法の改革に関するオルドナンス（Ordonnance n° 2008-1345 du 18 décembre 2008 portant réforme du droit des entreprises en difficulté）について、ピエール＝クロック（野澤正充訳）「フランス法における保証と個人の過剰債務処理手続」立教法務研究８号（2015年）77頁以下、及びピエール＝クロック（下村信江訳）「フランス倒産手続における担保の処遇」近畿大学法科大学院論集10号（2014年）170頁以下で言及されている。また、小梁・前掲注（27）には関連内容の紹介がなされている。

intérêts〕（現行商法典 L.622-28条１項）、及び返済猶予〔différé de paiement〕（同条２項）を受けることができる。しかし、これらの優遇を全面的に享受できるのは自然人の保証人のみである。簡易清算手続について、2008年オルドナンスは、さらに、①企業の財産に優良な不動産が含まれない、②手続が開始する６ケ月前に企業の被用者が１人のみ又は１人もいない、③税金を控除した企業の売上げ〔chiffre d'affaires hors taxes〕が３万ユーロ未満、という３つの要件の中で１つでも満たすと、簡易清算手続を必ず開始しなければならないと定める。その他に、被用者が5人未満の場合、若しくは免税売上げが3万ユーロ以上、7.5万ユーロ未満の場合、簡易手続の開始は、裁判所の裁量によることとされている（2008年オルドナンス95条、現行商法典 L.641-2条）。

３．2010年迅速金融再生手続と有限責任個人事業主〔EIRL〕への適用

銀行及び金融機関の規制に関する2010年10月22日の法律第2010-1249号（ Loi n° 2010-1249 du 22 octobre 2010 de régulation bancaire et financière）（以下、「2010年法」という）は、アメリカ連邦倒産法のプレ・パッケージ型[43]取扱方法に示唆を受け、「迅速金融再生手続〔SFA：sauvegarde financière accélérée〕」[44]を導入した。当該手続は、調停手続がうまく進行しなかった場合、かつ、債務者は支払い停止に至っていないが自力で経営的困難を打開できない場合、金融債権者[45]の多数決[46]によって、金融債権者の権利変更のために開始する再生型倒産手続である。この手続は、一定の期間内に終結されなければならない点で、迅速性と簡易性を有する手続として位置づけられている。また、2010年法において、当該手続は金融債権者および社債権者のみを対象としたが、経営難の企

[43] 阿部信一郎＝粕谷宇史『わかりやすいアメリカ連邦倒産法』（商事法務・2014年）182頁以下参照。

[44] 迅速金融再生手続〔SFA：sauvegarde financière accélérée〕は、フランス商法典第6巻（困窮企業の債務処理手続）、第2編（企業救済手続）、第8章に導入され、2011年3月1日から実施された手続である。同手続の訳と詳細な内容については、山本和彦「フランス倒産法制の近時の展開―迅速金融再生手続（sauvegarde financière accélérée）を中心に」本間靖規＝中島弘雅ほか編河野正憲先生古稀祝賀『民事手続法の比較法的・歴史的研究―河野正憲先生古稀記念論文集』（慈学社・2014年）503頁以下参照。

[45] 金融債権者の定義について、山本・前掲注（44）517頁が詳しい。

[46] 債権者の多数決については、山本・前掲注(44)518-519、532頁で紹介されている。

業に関する法、及び有限責任個人事業主〔EIRL：entrepreneur individuel à responsabilité limitée〕の過重負債問題の処理手続に関する2010年12月9日のオルドナンス第2010-1512号（以下、「2010年オルドナンス」という）[47]により、当該手続の有限責任個人事業主への適用が可能になった[48]。

４．2014年オルドナンスと2015年マクロン法

上述の様々な立法と改正の結果、現行フランス商法典における倒産手続は、極めて複雑かつ鈍重なシステムになっている。2014年3月12日のオルドナンス第2014-326号[49]（以下、「2014年オルドナンス」という）、及びその適用に関する2014年6月30日のデクレ第2014-736号[50]、2014年9月26日のオルドナンス第2014-1088号[51]は、手続の実用性を踏まえて、より簡潔かつ効率的な手続を目指して現行倒産手続を整理した。例えば、2005年に創設された簡易清算手続における１年の手続期間（手続の開始から終結まで）は厳格で、執行が非常に困難であ

---

[47] Ordonnance n° 2010-1512 du 9 décembre 2010 portant adaptation du droit des entreprises en difficulté et des procédures de traitement des situations de surendettement à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée. 経営難の企業に関する法、及び有限責任個人事業主の過重負債問題の処理手続に関する2010年のオルドナンス第2010-1512号。

[48] それに合わせて、フランス商法典第Ⅵ編において、有限責任個人事業主〔EIRL〕の事業資産及び個人資産に関する処理制度及び充当資産に関する新たな制度が挿入された（現行フランス商法典 L.680-1条から L.680-7条参照）。

[49] Ordonnance n° 2014-326 du 12 mars 2014 portant réforme de la prévention des difficultés des entreprises et des procédures collectives

[50] Décret n° 2014-736 du 30 juin 2014 pris pour l'application de l'ordonnance n° 2014-326 du 12 mars 2014 portant réforme de la prévention des difficultés des entreprises et des procédures collectives

2014年オルドナンスとその適用に関するデクレは、杉本和士「企業倒産法制の改革―企業の経営難予防及び倒産手続の改正に関する2014年３月12日のオルドナンス第326号及びその適用に関する2014年6月30日のデクレ第736号」日仏法学28巻（2015年）225-231頁で紹介されている。

[51] 2014年3月12日のオルドナンスを改善するためのオルドナンス（Ordonnance n° 2014-1088 du 26 septembre 2014 complétant l'ordonnance n° 2014-326 du 12 mars 2014 portant réforme de la prévention des difficultés des entreprises et des procédures collectives）。

ると多くの裁判官から批判されていた[52]。2014年オルドナンスは、この点を改善するために、裁判官に手続期間を３ケ月間延長する一般的な権限を与える以外に、現行商法典L.641-2条で所定の場合に、手続終結の宣告を６ケ月に延長する権限を商事裁判所と商事裁判所所長に付与した(2014年オルドナンス84条、現行商法典L.644-5条2項)。また、司法管財人の更生手続における株主総会の招集権と、「清算なき事業再生手続〔procédure de rétablissement professionnel sans liquidation〕」[53]という新たな手続を創設した。また、同法は、迅速金融再生手続〔SFA〕の適用範囲を金融債権者に限定せずに、迅速保護手続〔PSA：procédure de sauvegarde accélérée〕に改称し、全ての債権者に拡大した（商法典L.611-7条１項、以下、特定がない場合に現行商法典の条文を指す)。

2015年８月６日に「経済の機会均等・経済活動・成長のための法律」(Loi n° 2015-990 du 6 août 2015 pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques) が公布された。同法は、経済大臣マクロンによって提案された法律であるため、通称「マクロン法〔Loi Macron〕」とよばれる。マクロン法は、裁判所に強い権限を付与し、例えば、一定の要件を満たす場合、強制譲渡命令を下す権限を定めている。マクロン法の影響で2016年労働法典の改正案が大きな物議を醸しており、これと同様に、今後倒産手続法も新たな変革を迎える可能性がある。

第二節　経営者倒産責任制度の沿革

フランスの企業倒産処理法は、前節で素描したように、社会情勢に応じて、その内容を大きく変遷させてきたが、それに対応して、経営者の倒産責任も変わってきた。本節では、フランスにおける経営者の倒産責任について、1985年法以前の立法と、1985年法の内容、そしてその後の改正状況の段階に分けて説明する[54]。

---

[52] Jacquemont (A) et Vabres (R), *op.cit.*, n°1078, p.615.

[53] 本訳は、クロック（野澤訳)・前掲注（42）90頁参照。なお、杉本・前掲注（50）では、「procédure de rétablissement professionnel sans liquidation」を「職人再生」と訳す。

[54] 1985年法は、1967年法と比べると、大きな変化を遂げた。具体的には、1985

一　1985年前の立法と改正

1．填補責任と手続の拡張

1867年法は、取締役の責任について、「取締役は、普通法の原則に従って、各別にまたは連帯して、各場合に従い会社または第三者にたいして、本法に定める諸規定の違反につき、あるいは業務執行においてなした過失につき、とくに架空の利益配当を行い、またはこれを異議なく行わしめることにつき責任を負うものとする」[55]と規定した。すなわち、原則として、取締役の責任は一般法上の民事責任の基本原則に従う。後の有限責任会社に関する1925年3月7日の法律（Loi du 7 mars 1925 institution des sociétés à responsabilité limitée）（以下、「1925年有限責任会社法」という）も同趣旨である（同法25条1項）。

その後、1933年末に社会の衆目を集めたスタヴィスキー事件（L'affaire Stavisky）が発生した。この事件では、経営者の盗難・詐欺行為によって自ら設立した信用金庫が倒産し、それと関連する政治スキャンダルが露わになった。この事件を背景として、1935年デクレ・ロワは企業経営者責任を強化するために、当時の商法典（破産編）437条1項に、「会社の破産の場合において、会社の蔭に隠れて自己の行動を仮装し、個人的利益のために商行為を行い、かつ会社の資本を自己のものとして事実上処分したすべての者に対して、破産を共通に宣告することができる」[56]（傍線筆者）という内容を挿入した[57]。これは、いわゆる「裁判上の整理または財産の清算の拡張〔extensions-sanction〕」（以下、「手

年法は初めて、より体系的に、「填補責任」及び「手続の拡張」を定めた。また、1967年法では、それらの責任は裁判上の整理・財産上の清算手続の中の内容であったが、1985年法では、「填補責任」及び「手続の拡張」が、個人破産およびその他の禁止措置、破産罪その他の犯罪と並びながら、法人およびその理事に対する特則として単独の編で定められた。その後の改正では、経営者に適用する責任と制裁の内容は、基本的に1985年法の構造を承継している。それゆえ、本稿では、経営者の倒産責任につて、1985年法を分水嶺とする。

[55] 中村・前掲注（8）170頁参照。

[56] 中村・前掲注（8）350頁参照。

[57] 会社の財産が債権弁済に対して不十分である場合、債権回収の効率性確保と債権者利益の保護のために、商事裁判所は、会社の破産宣告とともに、取締役個人に対しても破産手続の開始を宣告するという取扱い（手続の拡張）はフランス裁判所の判例法として存在していたが、1935年デクレ・ロワによってはじめて成文化された。

続の拡張という」)[58]の原型であり、1935年デクレ・ロワはこれについて初めての正式な立法であるといえよう。ところが、1935年の段階では、この規定は経営者責任を表したものではなく、単に法人格否認の法理に相当するものと理解する論者も存在した[59]。この当時、株式会社〔SA：société anonyme〕の概念は、商業経済の発展に大きく貢献したが、株式会社として登記された企業数の急増に従って、株主の有限責任原則を濫用するケースが頻発していたのである。

ここで、特に本稿の問題関心との関係で重要なのは、株式会社に関する1940年11月16日の法律（Loi du 16 novembre 1940 sociétés anonymes）（以下、「1940年株式会社法」という）が、「会社の負債填補責任訴権〔action en comblement du passif〕」（以下、「填補責任」という）を定めたことである[60]。すなわち、1940年株式会社法によって、破産等の手続における責任に関する規定の適用対象が、債務者たる会社のみならず、株式会社の取締役までに拡大された。これまでに、株式会社の取締役又は有限責任会社の理事が商人ではない場合、これらの経営者は填補責任の適用対象とはならなかった。しかし、同法の成立によって、商事裁判所は、会社債務の全部または一部の弁済を取締役に負担させることができるようになった。注目に値するのは、当該責任を追及する際に、会社財産の不足の事実があれば足り、取締役の責任が推定されることである[61]。具体的には、1940年株式会社法は「取締役等がこの責任を免れようと欲すれば、会社業務の執行に際して有償の受任者としての活動と注意をすべて尽したことを証明

---

[58] ここでいう「手続の拡張」とは、法人の裁判上の整理または財産の清算手続が開始された場合、会社の利益を害した経営者に対して、個人の負債の他、法人の負債を加える制裁である。佐藤・前掲注(3)96頁以下で紹介がなされている。

[59] Jacquemont (A) et Vabres (R), *op.cit.*, n°18, p.10.

しかしながら、正式にそのような繋がり（すなわち、自然人である経営者は法人たる企業の倒産責任を負うこと）が法律の規定として認められる嚆矢は、1967年法であった。Renaut (Marie-Hélèene), La déconfiture du commerçant, du débiteur sanctionné au créancier victime, RTD com, 2000.

[60] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°042.33, p. 25. なお、「填補責任」の効果などについて、後述第一章第二節の二の１参照。

[61] 従前は、倒産会社の財産によって債務を弁済できない場合について、1867年法は、会社の破綻をもたらした取締役の責任追及を認めていた。しかし、その立証責任は原告側にあったため、現実に、債権者が勝訴できることは多くなかった。この問題を解決するために、1940年法は、責任の推定の構造を定めた。

しなければならない」（同法第４条5項、6項）とした[62]。同法は、当該責任の対象を株式会社（SA）の取締役のみに限定していたが、1925年法の改正と有限責任会社の創立に関する1953年8月9日のデクレ・ロワ（Décret n° 53-706 du 9 aout 1953 modifiant loi du 7 mars 1925 tendant à instituer des sociétés à responsabilité limitée）は、填補責任の適用範囲を有限責任会社〔SARL〕の業務執行者〔gérant〕にまで拡大した。

1967年法は、経営者の倒産責任を「第６節　法人及びその経営者についての特則」において体系的に定めたという点で[63]、フランス倒産法の歴史上重大な意義を有する。まず、同法は経営者責任の適用範囲を、「会社の自然人の経営者又は法人経営者の常任代表者」と明確に統一した（同法98条）。次に、会社の債務に対する経営者の「填補責任」について、「法人の裁判上の整理または財産の清算が積極財産の不足を明らかにするときは、裁判所は、管財人〔syndinc〕の申立てによって、または職権によっても、法人の負債は法律上もしくは事実上の、公表されもしくは公表されない、有給または無給の、法人の全ての経営者またはその一部の者によって全部またはその一部について、連帯してまたはしないで、引き受けることを裁判することができる」[64]と規定した（同法99条１項）。この点について、その後の改正は、経営者の身分についての公表及び報酬の有無という評価基準を削除したが、基本的に1967年法の規定を承継している。また、「填補責任」は責任推定の構造を採り[65]、会社の積極財産の不足が明らかである場合、自らの「勤勉」（「自己が法人の事業の管理のために、必要なすべての活動と精勤を怠らなかったこと」[66]）を主張・立証できない経営者は有責と認められることとなった。1967年法は、1935年デクレ・ロワを引き継いだ上で、①填補責任を問われたのに履行しなかった場合に、「手続の拡張」がなされるものとするとともに、新たに②法人に対して一定の詐害行為[67]があった

---

[62] 中村・前掲注（8）351頁参照。

[63] 霜島・前掲注（26）の（１）48頁参照。

[64] 条文の訳は、霜島・前掲注（26）の（１）48頁参照。同様の内容が佐藤・前掲注（3）74-76頁で言及されている。

[65] 填補責任の「責任の推定の構造」について、佐藤･前掲注（3）79-78頁参照。

[66] 佐藤・前掲注（3）74頁。

[67] 一定の詐害行為とは、「法人の財産を自己の財産として処分した」、「自己の陰謀を隠す法人の衣の下で個人利益において商行為を行った」、および「個人

場合にも、「手続の拡張」が課されるものとした（同法101条）。

２．個人破産の制裁と破産罪

1967年法から個人破産の制裁〔faillite personnelle〕[68]と呼ばれる制度（後述第二章第二節の二）は、破産者に対する商業活動の禁止などの制裁を意味する。厳格責任法制の時代に、「破産した商人〔failli (e)〕」に対するサンクション[69]として、実務上存在していた[70]。1935年デクレ・ロワは、経営者の過失が軽過失である場合、あらゆる会社を管理する権利の喪失という制裁を創設した[71]。1940年から1945年までの間に実務上頻発した背信行為〔abus〕などは、商業などの浄化〔assainissement〕と粛清〔épuration〕[72]の動機を与えた。商工業の浄化に関する1947年8月30日の法律第47-1635号（Loi n°47-1635 du 30 août 1947 relative à l'assainissement des professions commerciales et industrielles）は、破産罪の刑事制裁を加えられた経営者に対する単純な商業活動の禁止〔Interdiction pure et simple d'exercer le commerce〕を付加刑とした。その出発点は、世界

利益において、法人の支払停止しかもたらし得ないような赤字経営を、濫用的に追行した」ことである（1967年法101条）。

[68] 霜島･前掲注（26）の（１）45-46頁、及び佐藤＝町村･前掲注（28）の（２）414頁では、「faillite personnelle」を「個人破産」と訳したが、日本法における「消費者破産・個人破産」の表現と混乱しないように、本稿は、当該制度の主要内容に照らして、「faillite personnelle」を「個人破産の制裁」と訳す。

[69] フランス法における「サンクション」の概念と限界について、酒巻修也「一部無効の本質と射程（１）：一部無効論における当事者の意思の意義を通じて」北大法学論集66巻４号（2015年）977頁以下参照。

[70] フランス倒産法では、1673年王令の時代は、倒産者に対する厳格責任としての刑事制裁が支配的であった一方、職務上の制裁も実務上よく用いられた。倒産手続が開始すると、倒産者には厳しい制裁が課せられ、商行為も禁止され、それまでの公職（参事官･商事裁判官）も禁じられ、為替取引から除外される。具体的には、エレーヌ（小梁訳）・前掲注（12）152頁参照。

[71] Matsopoulou (Haritini), Réflexions sur la faillite personnelle et l'interdiction de gérer, D.2007, p.104.

[72]「épuration」という用語は、フランスの公衆衛生〔santé publique〕の領域から由来した言葉である。Édouard Richard (dir.), *Droit des affaires : Questions actuelles et perspectives historiques,* PUR 2005, n°1271, p. 580. 第二次世界大戦後の対独協力者に用いる。山口・前掲注（3）207頁。

で高く評価されているフランス商人の信義・誠実という重大な名誉を維持するため、商工会議所及び商事裁判所〔chambres de commerce et des juridictions consulaire〕の構成員から商業環境を浄化することが要求されたことにある[73]。1955年法はさらに、「不誠実な債務者は、商業活動から除外する」と明確に規定した。

そして、1967年法は、不誠実〔malhonnête〕な債務者のみならず、会社の経営者〔dirigeant〕にも適用しうる制裁として、個人破産の制裁とその適用対象、構成要件、制裁方法などについてより明確に定めた（1967年法第106―109条）[74]。従来の破産〔faillite〕という概念（法律用語）は二つのことを内包している。一方では、債権者の債権を回収するための執行手続であり、他方では、債務者に職務上の失権（déchéance）を加える手続である。1967年法の重要な意義は、初めて、伝統的な破産手続〔faillite〕から離れて、職務上の失権（会社管理の資格剥奪）等に、「faillite personnelle」という名称を付与したことにある。言い換えれば、1967年法の下での「個人破産の制裁」は「faillite」という用語を引き続き採用したが、それはもはや破綻した商人にのみ適用される債務処理手続ではなく、倒産した商人、手工業者、農業者、および会社の経営者に加える制裁の一種となったのである。ただし、1967年法の時代においては、個人破産の制裁を科された経営者が判決に違反して、禁止された商業行為を行ったとしても、刑事制裁が加えられることはなかった。そのため、それは制裁としては、まだ

---

[73] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°042.33, p. 26.

[74] 霜島・前掲注（26）の（1）40-46頁参照。

個人破産の制裁の構成要件を簡単に整理すると、1967年法106条において、商人の債務者に適用できる要件として、（1）企業財産の流用・債務の増加、（2）法人格濫用行為、（3）財産の混同、（4）詐欺和議行為、（5）商業の規定・慣習の重大違反の五つを定めた。商業の規定および慣習の重大違反と推定されることについて、さらに107条によって具体的に解釈されていた。すなわち、①法令違反業務執行行為、②会計不法行為、③支払停止の確定を遅延させることを意図した低価転売・不採算の運営行為、④過度経費、⑤投機取引、⑥利益相反行為、⑦赤字経営の七つがある。また、債務者または法人の理事に適用される帰責事由について、108条では、（1）フォートの行為者又は無能力者、（2）支払停止申告怠慢行為、（3）財産清算・裁判上の整理の状態にある者の自己和議、の三つを定めた。

不十分なものであった。

破産罪は、倒産手続における刑事制裁として長い歴史を有しており、英語の「倒産処理〔bankruptcy〕」は、ルネサンス期、イタリアの町の成文法〔statut des villes italiennes〕における「破壊された店台〔Banca rotta〕」にその由来がある[75]。

フランス法における破産罪は、1560年シャルル９世のオルドナンス〔Ordonnance de Charles IX〕によって創設された[76]。1835年法584条、591条等に会社の財産の隠匿〔suppression〕について、破産罪〔banqueroute〕が定められたが、その適用対象はやはり自然人の商人のみであった。1985年法以前には、刑事制裁について、破産罪は一般破産罪（単純破産罪）〔banqueroute simple〕と詐欺破産罪〔banqueroute frauduleuse〕[77]とに分けられていた。

二　1985年法における倒産責任

１．填補責任と手続の拡張

「填補責任」と「手続の拡張」について、1985年法は基本的に、1967年法の規定に基づき、「填補責任」と「手続の拡張」に二分化された構造を維持した。また、対象企業の範囲について、「経済的事業を営む私法上の法人」（傍線筆者）に限定した（1985年法179条）[78]。

---

[75] 山本和彦『倒産処理法入門（第４版）』（有斐閣・2008年）4頁。LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°932.11, p. 2535.

[76] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°932.11, p. 2535.

[77] 1985年法前の「一般破産罪」は、経営者に１ケ月から１年間の拘禁を加える。「一般破産罪」が制裁するのは、過度な個人支出、会社財産の投げ売り、会社帳簿書類の不当保存、破産の開始手続に関する違反など経営者の偶然の行為である。この点で、一般破産罪は、行為の常習性を強調する詐欺破産罪と区別されていた。Édouard (dir.), *op.cit.*, n°1253, p.574-575.

[78] LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.11, p. 2415-2416.

1985年法は制裁対象の範囲について、初めて「経済的事業を営む私法上の法人の経営者〔Les dirigeants de personnes morales de droit privé ayant une activité économique〕」と規定した。1994年6月10日法は、「経済的事業を営む」という条件を削除した。したがって、1994年から2005年法改正まで、商法典に所定の経営者責任とその制裁は全ての法人の経営者に適用できるようになっていた（佐藤＝町村・前掲注（28）の（２）416頁）。

「填補責任」について、一方では、1985年法は経営者を「自然人または法人たる経営者、ならびにその法人たる経営者を常任で代表する自然人」と規定した。当該責任が認められる要件として、会社の積極財産の不足が明らかになったという事実、及び会社の積極財産の不足をもたらした経営上の過失が定められている。ただし、1985年法は、填補責任の従来の責任の推定の取扱いを廃止し、民法上の一般原則に近づく構造を踏まえて、改正を行った[79]。他方では、手続上、填補責任訴権は、会社の裁判上の更生・清算の開始を宣告した裁判所の管轄下にあり、申立権者には、管財人、債権者の代表者、計画実施監査人、清算人、共和国検事が含まれた。その他、裁判所の職権によって係属することもありえた。填補責任の追及は、更生計画の確定判決・清算を宣言する判決から３年以内に訴訟を提起しなければ、消滅時効が完成する。なお、控訴期間は判決送達日から15日以内である（同法179条、180条、181条）。会社経営者が「填補責任」に関する判決を履行しない場合には、181条と190条によって、裁判所は同経営者に対して「手続の拡張」、「個人破産」、及び「個人破産の制裁に代わる禁止措置」（同法192条）といった制裁を加えることとされた。

1985年法の下で、「手続の拡張」の適用範囲は、填補責任とは異なり、裁判上の更生手続が開始された場合に限定される。そして、1985年法は1967年法に定められた四つの事由の他に、三つの拡張事由を追加した[80]。裁判上の更生手続が開始された会社の経営者が、1985年法182条に定められている７つの行為のうち、どれか一つを犯した場合、裁判所は当該経営者に対して、更生手続を開始することができる。

２．個人破産の制裁とその他の禁止措置

個人破産の制裁およびその他の禁止措置は、債権者及び企業自身ともに不正

---

[79] 佐藤・前掲注（3）112頁。

[80] 1967年法と1985年法の下での手続の拡張と填補責任の具体的な要件と適用については、佐藤・前掲注（3）77-83頁、97頁、111、112頁が詳しい。追加された事由は、1985年法182条「法人の財産又は信用を、法人の利益に反し、個人目的のため、あるいは自己が直接又は間接に関与する他の法人に資するために使用したこと」（３号）、「虚偽の会計を行い、または法人の会計文書を棄滅させ、あるいは法定の規則に則った会計を行うことを怠ったこと」（５号）、及び「法人の積極財産の全部ないし一部を流用又は隠匿し、あるいは法人の債務を詐害的に増やしたこと」（６号）の３つである。

な経営危機を回避するために、「競争力のない、危険、不誠実、不良な」主体を排除することによって、商業界を浄化して健全な商業環境を作るという目的を有する。1985年法は、制裁の効果について、①指揮、経営、管理、監査行為の禁止（1985年法186条1項）、②1968年1月1日以前の破産〔faillite〕の状態を届けられた者に適用される禁止・資格剥奪（同法186条2項）、③公職遂行の禁止効（同法194条）、といった三つの効果を設ける。しかし、個人破産に代わるその他の禁止を科される経営者に対しては、上記①と③の効果のみが与えられうる。

個人破産の制裁を科すための要件については、1967年法における要件を整理して五つの要件が定められている（同法189条）。1985年法は、それに加えて、手続の拡張の構成要件となる行為の一つを犯した場合にも、個人破産の制裁を併科することができると定めた（同法188条）[81]。

なお、手続上、消滅時効、管轄などについては財産上の責任と同様である。すなわち、申立権者は、管理人、清算人、債権者の代表者、又は共和国検事と定められており、裁判所の職権によっても訴訟が係属しうる（同法191条）。制裁期間についての判断は、基本的に裁判官の裁量にゆだねられている。特別な規定がなければ、最低５年間[82]の個人破産の制裁を言い渡すが、控訴審では、裁判官は当該期間を延長することができないとされている。

３．破産罪およびその隣接犯罪

職務上の制裁によって科された禁止・資格剥奪に違反して職務を遂行した場合、刑事制裁が科される（同法216条）。破産罪について、1985年法は、1967年法における一般破産罪〔banqueroute simple〕と詐欺破産罪〔banqueroute frauduleuse〕の区分を廃止するとともに、破産罪及びその隣接犯罪（infractions voisines）という構成を設け、破産罪は経営者に対する主たる刑事制裁となった。また、1985年法は、1967年法に定められた偏頗弁済行為〔paiement

[81] 1985年法における六つの要件は、①182条の更生手続の拡張の要件を満たした場合、②法令禁止に違反すること、③裁判上の倒産手続の回避を意図した、低価転売・不経済運営行為、④不正契約行為、⑤偏頗弁済、⑥支払停止状態申告怠慢行為である。

[82] 制裁期間は最低５年間とされたが、経営者の年齢によって５年間の内に定年を迎えた場合は例外である。また、195条により、裁判上の清算判決に伴う選挙による公職の遂行不能の存続期間は５年とする。

préférentiel〕、支払停止の申告怠慢行為、偶発的な取引で会社の財産を費消する行為、会社財務状況に反する無対価契約行為、といった四つの行為を削除し、詐欺によって犯した重大な犯罪行為のみ刑事制裁の中に留保した（1985年法197条）[83]。1985年法における経営難の企業に関する手続の条文は、2000年9月18日の法律2000-912号によって、商法典に挿入された。

三　1985年以降の改正

１．積極財産不足の責と支払停止の寄与責任

（１）填補責任から積極財産不足の責任へ

経済の活性化に関する2003年前後の法改正によって、個人起業者は事業活動に参加することが容易になると同時に、財力と信用力の弱い中小企業は経営破綻に陥る事例がますます増えてきた。したがって、事業が危機状態に陥るおそれがある場合、早期に、その防止・回避を図る必要があるため、積極財産の不足をもたらす行為を抑止する必要性が徐々に表面化してきた。

これに応じて、2005年法は、填補責任を削除した。1985年法における填補責任の主たる内容と趣旨が、「積極財産不足の責任〔responsabilité pour insuffisance d'actif〕」[84]によって承継されている。経営者の同責任が認められるためには、次の３つの要件を充たすことが必要である。すなわち、①会社の積極財産の不足が明らかであること、②経営者は会社の積極財産の不足に対して経営上の過失があること[85]、及び、③上記の①と②の間の因果関係を証明することである。これは、伝統的な一般法上の民事責任の原則と一致するように思われる。その適用範囲については、積極財産不足の責任は裁判上の清算手続にのみ適用できることとした。また、倒産手続の開始に従って、会社財産のみならず、経営者の個人財産に損害を被るおそれは、経営者が再生型の倒産手続（救

[83] 破産罪の主観的要件について、当事者の主観的故意が要求されているため、ただ破産罪を犯す傾向があるにとどまる場合は、破産罪として刑に処せられない。

[84] これは、積極財産を不足させた行為に対する責任である。当該責任については後に詳しく紹介する。

[85] 経営上の過失は、例えば、経営上の錯誤〔erreur〕、軽率〔inprudence〕、又は法令違反によって生じた経営上のフォート〔faute de gestion〕である。具体的には、後述第二章第一節の二の２で詳述する。

済手続）を申し立てる意欲を阻害すると立法者は指摘している[86]。それゆえ、2005年法で創設された企業救済手続においては、経営者の積極財産不足の責任は免除される。調停手続においては、債務者の申立てにより、裁判所は２年を越えない期間で、有責経営者の債務の返済猶予を認容できる。なお、2010年オルドナンスにより、裁判上の清算が言い渡された有限責任個人事業主に積極財産不足の責任を適用できるようになった。

（2）手続の拡張の廃止と支払停止の寄与責任

2005年法は、債務者に対して柔軟な態度を示しており、会社の負債に対する無限責任を負う自然人と連帯責任者である自然人に対する手続の拡張というサンクションを廃止した。その代わりに、会社債務に対する責任〔obligation aux dettes sociales〕が設けられた。会社債務に対する責任は、積極財産不足の責任の内容と重複しており、且つ性質上両責任は、会社財産と個人財産の各自の一体性（独立性）〔unité〕を守らない行為にサンクションを加えるという趣旨が共通するとの理由で、2009年2月12日のデクレ第2009-106号[87]110条により、商法典第６巻５編２章、及び３章の内容は削除された[88]。それによって、手続の拡張、会社債務に対する責任は最終的に廃止された。

2005年以降、積極財産不足の責任の適用範囲は裁判上の清算手続のみに限定されているため、裁判上の更生手続の進行中に、不誠実な経営者が不法行為をなすことを防止するために、2012年3月12日の法律第2012-346号（以下、「2012年 Petroplus 法」という）[89]は、商法典第６巻において、裁判上の更生手続中に、

---

[86] Rapport n°2095 par Xavier de Roux, Doc. Assemblée Nationale, au nome de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la république sur le projet de loi (no. 1596) de saubegarde des entreprise, 2005, p.202.（以下、Rapp. Xavier de Roux, n°2095という）。

[87] 2008年オルドナンスの適用に関する2009年2月12日のデクレ（Décret n° 2009-160 du 12 février 2009 pris pour l'application de l'ordonnance n° 2008-1345 du 18 décembre 2008 portant réforme du droit des entreprises en difficulté et modifiant les procédures de saisie immobilière et de distribution du prix d'un immeuble）。

[88] PÉTEL (P), Le nouveau droit des entreprises en difficulté, JCP E 2005, 1509, n°18, p. 1730 et s.

[89] Loi n° 2012-346 du 12 mars 2012 relative aux mesures conservatoires en

債務者たる会社の事実上又は法律上の経営者に対する「支払停止の寄与責任〔responsabilité pour contribution à la cessation des paiements〕」（後述、第二章第一節で詳述する）を定めた（現行商法典 L.631-10-1条）。

２．個人破産の制裁と経営禁止の制裁

（１）個人破産の制裁

2005年法では、個人破産の帰責事由〔faites répréhensibles〕をより一層縮減し、「支払停止状態の申告怠慢行為」という事由に対する、「個人破産」制裁の適用を廃止し、同行為については、「経営禁止の制裁〔interdiction de gérer〕」[90]の適用のみが残されることとなった[91]。その代わりに、①倒産手続の進行を著

matière de procédures de sauvegarde, de redressement judiciaire ou de liquidation judiciaire et aux biens qui en font l'objet. 当該法律は倒産処理手続における保全措置の運用に関する法律である。同法３条は、商法典に L.631-10-1条を挿入した。それによって、裁判上の更生手続においても、経営者の倒産責任を追及することが可能になった。

[90] ここでいう「経営禁止の制裁」は、1967年法における「その他の制裁〔autres sanctions〕」〔霜島・前掲注（26）の（１）43-46頁の訳参照〕であった。当時の法文に鑑みると、その制裁は個人破産の制裁に付随する効果のみであった。1985年法では、同制裁が「個人破産の制裁に代わる禁止措置〔autres mesures d'interdiction〕」と称された〔佐藤＝町村・前掲注（28）の（２）412頁の訳参照〕。1985年法192条は、当該制裁の個人破産の制裁から切り離す端緒を開いた。1985年以降、当該制裁が徐々に拡充され、個人破産の制裁から独立するものとして形成されている。現行法の第６巻第５編第３章が1985年法の「autres mesures d'interdiction」という名称を引継いだが、経営難の企業に関する法のコンメンタール〔LE CORRE (P.-M), op.cit., n°911.10-90, p. 2359-2385〕は、商法典 L.653-8条に所定のサンクションを「interdiction de gérer」と称し、個人破産の制裁と並べて単独の章で説明する。したがって、本稿は、現行法における同制裁を「経営禁止の制裁〔interdiction de gérer〕」と称する。

[91] Avis n°337 par Christian Gaudin, Doc. Sénat, au nom de la commission des Affaires économiques et du Plan (1) sur le projet de loi, adopté par l'assemblée nationale après déclaration d'urgence, de sauvegarde des entreprises, 2005, p.93（以下、「Avis n°337」という）。2005年改正法案では当該行為を個人破産の制裁原因の中に維持する意思がみられるが、「フランス元老院経済問題委員会〔Commission des affaires économiques du Sénat〕」は、当該責任に対して「個人破産の制裁は経営者の財産に対する影響は重すぎると考えて、申告義務の偶

しく妨げたこと、且つ、執行機関に協力する意思が欠けている、といった新たな要件が設けられた。また、制裁措置から復権することを容易にするために、個人破産制裁の期間について、上限のない最低５年という従来の規定を改正し、15年を越えない範囲で制裁期間を定める。

2008年オルドナンスは、破産罪の対象となる事実が個人破産制裁の事実と同じものでなければ、破産罪と個人破産制裁とを二重に言い渡すことができると改正した。同一の事実によって民事・商事裁判所によって終局裁判が下された場合でない限り、刑事裁判所も、個人破産制裁と経営禁止について管轄がある。

（2）経営禁止の制裁

2005年法は、個人破産の制裁と共に、経営禁止の制裁の効果として、裁判所によって、経営者が所有する会社の株式又は持分に対する強制譲渡命令（L.653-9条）を創設した。また、同法は商法典L.653-8条３項として、債務者たる法人の経営者に支払停止状態の申告義務を課した。すなわち「債務者たる会社の支払停止状態から45日以内に、裁判上の更生又は清算手続の申立てを怠った場合、商法典L.653-1条所定の全ての者に対し、経営禁止の制裁を宣言することができる。但し、既に企業救済手続を申し立てた場合は別である」（フランス商法典L.653-8条３項）。

３．破産罪とその他の犯罪

1985年以降の法改正は、基本的に1985年法における刑事制裁の骨組みを維持し、微細な部分のみを調整した。例えば、1994年法は、破産罪に帰責事由を一つ追加したのみであり[92]、その内容は2000年オルドナンスによって商法典L.654-2条に編入された。2005年法は、刑事制裁に対して大きな改正を行わなかった。2008年オルドナンスにより、まず、L.654-2条は、裁判上の更生のみならず、清算手続の開始を回避しまたは遅らせる意図がある場合にも、破産罪を科すこととした。また、L.654-5条2項において、破産罪と併科されるその他の隣接犯罪の範囲も拡大されるに至った。

第三節　小括

然的な不履行の場合、経営禁止の制裁は適切である」と指摘したため、2005年法改正によって削除された。

[92] L.654-2条5号　法規定に関連する明らかに不完全、不正な会計を行った場合。

1807年ナポレオン商法典は、商人破産主義の破産手続を法典化した。1889年法は、倒産手続を自然人の商人のみならず、法人[93]である会社にも適用できるようにした。また、1889年法を始めとして、フランスにおける会社の倒産処理手続の多様化が進んでいた。それに従い、フランスの倒産法制は、徐々に、単一の破産手続〔faillite〕から「集団的債務処理手続〔procédures collectives〕」[94]に転換した。

その後、1967年法は伝統的な破産〔faillite〕を廃止した上で、裁判上の整理と財産上の清算を分けながら倒産手続を構築した。1967年法の下では、「faillite」という用語がもはや手続ではなく、不誠実な経営者に加える個人破産の制裁〔faillite personnelle〕として用いられている。1985年法では、倒産手続が裁判上の更生・清算とに二分される一方、倒産責任についても、填補責任の構造に従来の責任の推定ではなく、民事責任の一般原則に近い構造が採られた点で重要な意義を有する。

2000年に、企業の集団的債務処理手続に関する規定が法典化された後に、企業の保護とその再出発を重視する傾向がますます強くなり、2005年法ではフランスの企業倒産処理法が「経営難の企業に関する法〔droit des entreprises en difficulté〕」[95]と称されている。同法により、倒産手続の適用範囲は独立して事業活動を営む自由職事業者〔profession libérale〕[96]にまで拡大された（現行商法

---

[93] 商事会社に関する1867年7月24日の法律（Loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés commerciaux）（以下、「1867年法」という）は、株式会社〔SA〕と株式合資会社〔SCA : société en commandite par actions〕などの会社の形態を規定した。その後も、会社法人に関する法整備は着実に行われた。

[94] 直訳すると、「procédures collectives」は「集団的手続」である。その包括的に執行する特徴から、個別的に行われる「執行手続」と対立する概念である。Jacquemont (A) et Vabres (R), op.cit., n° 2, p.2. なお、モンセリエ＝ボン（荻野＝斎藤訳）・前掲注（11）の（一）1123頁では、「集団的手続に関する法」と訳す。

[95] 本訳は、モンセリエ＝ボン（荻野＝斎藤訳）・前掲注（11）の（一）1123頁参照。

[96] 本訳は、モンセリエ＝ボン（片山訳）・前掲注（8）66頁参照。「自由職事業者〔professionnels libéraux〕」については、法律の簡易化と行政管理負担の軽減に関する2012年3月22日の法律（Loi n° 2012-387 du 22 mars 2012 relative à la simplification du droit et à l'allégement des démarches administratives）の29条によって定義されている。簡単に言えば、自由職事業者とは、自らの責任において、専門的な資格を有し、顧客又は公衆の利益を実現するために、職業倫理

典 L.620-2条１項)。また、2010年オルドナンスにより、商法が有限責任個人事業主〔EIRL〕にも適用されることとなっている。

このように、フランス商法典における倒産処理手続法の適用対象の範囲は徐々に拡大されてきた。現代倒産法は、もはや単なる自然人の商人の破産手続に関する法ではなく、法人、及び有限責任個人事業主を含めた独立事業者などに適用可能な倒産企業の債務処理手続法となっている。それと同時に、企業救済手続の創設によって、倒産手続を通して司法権が企業と債権者の私人間の法律関係に介入する時的限界も債務者の支払停止前に拡大された。そして、財産権理論などの発展に従い、経営者の倒産責任の懲戒的色彩が弱体化されるとともに、補填賠償を重視している財産上の責任は経営者の主たる倒産責任となった。

現行法における倒産手続は、基本的に2005年法の内容を基礎としている。また、経営者の倒産責任・制裁に関しては、経済の現代化に関する2008年8月4日の法律第2008-776号（Loi n°2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）（以下、「2008年法」という）第74条10号において、「倒産手続における金銭的制裁、職務上の制裁及び刑事制裁に関する体制の一貫性を明確・現代化・強化する」[97]とされた。これら踏まえて、第二章では、経営者の倒産責任を財産上の責任、職務上の責任、及び刑事責任の三つに分けて説明する。

〔未完〕

にかなった民事的サービスを提供している者をいう。例えば、自ら薬局を経営している薬剤師、診療所を開いている医者、弁護士事務所を開設した弁護士などがある。

[97] 規定の原文は：10° actualiser et renforcer la cohérence du régime des sanctions pécuniaires, professionnelles et pénales en cas de procédure collective.